

第3回 福祉・保育・介護 TF 議事概要

1. 日時：平成20年11月4日（火）10：20～10：46
2. 場所：永田町合同庁舎2階 206会議室
3. 項目：内閣府、文部科学省、厚生労働省との意見交換
「認定こども園について」
4. 出席者：【規制改革会議】白石主査、翁委員
【内閣府】政策統括官（共生社会政策担当）付少子・高齢化対策第1担当
参事官 川又 竹男氏
【文部科学省】初等中等教育局幼児教育課 課長 濱谷 浩樹氏
【厚生労働省】雇用均等・児童家庭局保育課 課長 今里 譲氏
【規制改革推進室】岩村企画官、事務局

5. 議事：

○白石主査 本日はお忙しい中、ありがとうございます。

それでは、前回に引き続きまして今里課長には御足労いただきましたが、時間が20分と余りございませんので、頂戴している回答に対して、こちらから再度、御質問ないし確認をさせていただくという進め方でよろしゅうございますか。

○今里課長 はい。

○白石主査 まず、お手持ちの資料2の再確認から入ってまいりたいと思います。問12のところ、認定こども園の実態調査をしていただきましたが、問5と問6が未公表でございます。この未公表部分についてはホームページなどで公表することをお考えでしょうか。

○今里課長 未公表部分といいますと、今回のお答えしたものということですか。

○白石主査 はい。

○今里課長 特段、考えておりませんでした。

○白石主査 どうしてこういう御質問を申し上げているかと言いますと、直接契約方式でも問題がないと回答したところが多いということや、給食の外部搬入方式で不都合があると答えたところはゼロというように、ポジティブな結果が出ているところもありますので、

是非、公表していただきたいということです。

○今里課長 アンケートの結果ですね。すみません、大変申し訳ないんですけども、なぜ公表していなかったかの理由がわからないのですけれども、特にアンケートの結果ですから。

○濱谷課長 これは生の調査結果ということですか。

○白石主査 単に回答の割合を出すことに問題があるのかと、そういうことです。

○今里課長 すみません、特に問題ないと思います。今までなぜ出していなかったか、理由がわからないんですが、公表する方向で考えます。

○白石主査 是非、公表をお願いしたいと思います。

それから、具体的な回答内容についてですが、認定こども園で「保育に欠ける」子について独自の入所基準を設定している例は5園のみということですが、どのように決めているのかというデータはそちらでお持ちですか。

○今里課長 この5園について聞いてみたのですけれども、例えば問5-3に関して、じゃんけんでやっているところとか。

○白石主査 子どもですか、親ですか。

○今里課長 わかりません。

「保育に欠ける」度合いは全く独自にやっているんですというお答えもありました。ただ、その独自のやり方がどのようなやり方かまでは具体的にはお聞きしませんでした。

それから、市の基準を基本的には扱っているのですけれども、若干、幼保が両方あるということで、基準にしつつも変えているんだというようなお答えでした。

○白石主査 じゃんけんというものが参考になるかどうかはわかりませんが、独自設定しているところの中で参考になるような決め方があれば、併せて公表していただければ、これから参入しようとするところがこんなやり方をすればいいのだということがわかるのではないかと思うのです。

○今里課長 ただ、その件につきまして既に市町村の基準があるわけでありまして、その市町村の基準と見比べてみないと、それだけ出してもどうなのかと思うところもあります

ので、そこを更に深く精査したいと思います。

○白石主査 お願いいたします。

それから、直接契約方式でも問題が生じなかった園が5割超、問題があったと答えたのが1割強ということで、私どもとしては、どのような問題があったのかという辺りに興味があるのですが、これについて自由記述などで書いてこられた園はございますか。

○今里課長 はい。

例えば、直接契約をすることになると、ただ、その場合、市の基準で判定をしていると、結局、市で判定をして、そのデータをもらって、園の方で事務をしてという行ったり来たりで、事務が煩雑になってしまうという意見があったり、もう1つは、これはいたし方ないのかもしれませんが、例えば収入のこととか、あるいはかなり個人情報のようなものを園側が知ることになる場合もあるわけで、それについて保護者の方からいかなものかと言われてしまったことがあったとか、そういうような例を伺っております。

○白石主査 わかりました。

給食の外部搬入は、今、特区でも検討している最中だと思いますが、これも不都合があると回答した施設はゼロで、ほとんど問題なしというお答えでした。こういった結果も公表していただければ、実施主体としては余り問題がないのだと実感できてよろしいのではないかと思います。

あと、自由記述欄に書かれたコメントについては事前にお知らせいただきなかったのですが、当日、口頭で主なものを御説明いただくということでした。「保育に欠ける」子どもの保育料について、今、少し触れていただきましたけれども、どの項目について、どんな内容があったというところを少し補足いただけますか。

○今里課長 お伺いしていたのは、問5と問6について自由記述をというお話だったかと思いますが。問5のところは、今、申し上げたとおりで、問6については特段ございませんでした。

○白石主査 問6-3もなしですね。

○今里課長 はい。

○白石主査 わかりました。それでは、外部搬入方式で問題があると具体的に答えられたところはなかったという理解でよろしいですね。

○今里課長 その答えはなかったということです。

○白石主査 わかりました。ありがとうございます。

今、少子化部会の中で保育制度についての改革が議論の俎上に上がっていますがけれども、認定こども園での直接契約とか、外部搬入方式についての調査結果を、今まで部会の委員に御説明をされたことはございましたか。

○今里課長 認定こども園の直接契約がどのように行われているかについての資料を部会に出して説明したことはございます。この調査結果についてはお出ししておりません。

○白石主査 今後、お出しになる御予定はありますか。

○今里課長 必要があれば、出すことは考えたいと思います。

○翁委員 実際の生の声なので、できれば広く知っていただき御議論いただければという気持ちを持っているのです。

○今里課長 わかりました。

○白石主査 その少子化部会の中で、認定こども園を運営している方はいらっしゃいますか。

○今里課長 少子化部会のメンバーで認定こども園を運営している人ですか。

○白石主査 運営といいますか、そういう団体に入っている。

○今里課長 事業主体という意味ですか。それはございません。

○白石主査 応援している人たちはいますね。

○今里課長 応援しているというのは非常に微妙な言い方ですけども、認定こども園に対してポジティブに意見を述べている人はメンバーの中にいます。

○白石主査 そういう委員の方から調査結果については是非説明してほしいといった要請は今までなかったのでしょうか。

○今里課長 それはなかったと思います。

○白石主査 さっき、必要に応じてとおっしゃいましたが、その必要性というのは、例えば議題が認定こども園に及ぶ時とか。どういう時に必要と思われますか。

○今里課長 少子化部会の方ではテーマごとに議論を行っておりますので、実は契約を含めた利用方式の在り方というものが済んでしまっているものですから、この後、どのタイミングで、まとめに入る直前に補足資料のような形で出すのかなと思います。

○白石主査 貴重な調査結果ですし、是非、部会委員にも御説明をいただければと思います。

次に問 13 のところですが、「認定こども園制度の普及促進等に関する検討会」について、両省での局長級検討会が今年 5 月に立ち上げられ、以降 3 回開催されて、7 月末に総合的な支援方策を公表されていますが、この検討会は一旦終了と理解していいのか、あるいは継続して開催されるということでしょうか。

○濱谷課長 まだ閉めていません。必要に応じて開催ということです。

ただ、制度改革の検討で 3 大臣設置の検討会が別にできましたので、そういう意味では大枠の話は 3 大臣設置の検討会で行っているということなので、今のところ、すぐに開く予定はないと思います。

○白石主査 3 大臣の検討会を優先して、必要であるのであれば、文科省、厚労省の局長級検討会も並行して開いていくということですね。

○濱谷課長 検討会は、一応、運用改善とか会計処理とかを含めて、こんな事項を見直してはどうかという一定のとりまとめをしていますので、まずはその実現に向けて準備を適宜行っていくということが優先だと思っております。

○白石主査 わかりました。

認定こども園の普及促進についての検討会が立ち上がっているということですが、これはゴールと言いますか、最初からゴールを伺うのもなんですが、どういう内容を検討されようとしているのか。実施のスケジュールや、何回ぐらい開催して、それぞれどういう項目を検討されていくのかといった腹づもりが、もしございましたらお願いします。

○川又参事官 制度改革の検討会の方ですか。

○白石主査 お手持ちの資料の中に入っていないですか。委員を入れて行っている方です。

○川又参事官 制度検討会の方ですね。内閣府の方で、一応、チーム庶務を扱っておりますけれども、まだ10月15日に1回目を開いて、各委員からそれぞれ問題意識ということで御発言いただいたところです。

それで、2回目が今週の金曜日になりますけれども、11月7日に予定しております、その時に委員の中で実際に認定こども園を運営されておられる方が何人いらっしゃいますので、その方々から具体的に制度面、運用面、予算面、いろんなところで課題があると思いますので、認定こども園のよかった面、意義と課題について御発表いただいて、御議論をいただくのを2回目に予定しております。

その後については、まだスケジュール等を座長や両省とも相談ができていないところでございます。

○翁委員 少子化部会の議論とどう重なっていく形なのですか。重なると言いますか、どういう関係になっていくのでしょうか。

○川又参事官 基本的には、3大臣の方は認定こども園ということで特化をして、認定こども園という制度ができたので、それについてどんな課題があるか。当然、少子化部会の全体の議論と重なる部分も出てこようと思っておりますけれども、現段階では少子化対策部会の方もまだ煮詰まってきたような感じではないので、必要に応じてといいますか、当然、関係が出てくる場面は出てくると思います。それで、少子化対策部会とこちらと両方出ておられる委員の方もいらっしゃいますので、そのような方をキーパーソンにしながら両者の整合性を図ろうと考えております。

○白石主査 認定こども園は、今、待機児童が2万前後で推移している中で、待機児対策の受け皿としてこういうものを積極的に、と出てきたと思うのですが、今、認可があり、認可外があり、東京都では認証もあって、更に認定こども園という複数の類型があって、出てきた背景からすれば、待機児童が減っていくと、やはりこれに対する風向きも相当変わっていくような気がします。この第4の類型、要するに認定こども園という形態を今後どのように位置づけていかれるのか。待機児が減っていくと、認定こども園についてはもう少し消極的になっていくのか。それとも、保育制度の中にこれをきちんと位置づけて、既存の事業者が参入しやすいような形を取っていくのか。どういう方向性でお考えなのでしょう。一時的なバッファのように考えていらっしゃるのか。それとも、きちんとした制度として堅持していこうとされているのか。

○濱谷課長 認定こども園制度は、おっしゃるとおり、幼稚園が保育所も併設して待機児

童を受け入れるとか、待機児童対策的な要素もありますけれども、「保育に欠ける」子ども、「欠けない」子どもを含めて、総合的な育ちの場として、それ自体の存在意義みたいなものがありますので、そういう意味では、待機児童がなくなったから認定こども園制度が必要なくなるとか、そういう性格のものではないと思います。

それから、保育制度の改革との関係からしますと、中身は今の時点で何も決まっていますが、スケジュール的には保育制度の改革の検討が一応年内で、認定こども園制度の改革の検討の結論を得るのは年度内となっているので、そういう意味では保育制度の改革の検討結果を見た上での検討は年明け以降になると思います。

○白石主査 どうも、年内と年度内で、同じ保育なのにスケジュールが少し違うというのは違和感がありますが、それでは、本家本丸の保育制度の改革の中で、こういう平たい言い方をしているのかどうかわかりませんが、余り抜本的な改革が行われなければ、もう少し認定こども園を増やしていくような改革をしようという方向になっていくわけですね。

○濱谷課長 量的な整備の話は、今回の概算要求を含めて、ある程度、量的な、待機児童を認定こども園がもう少し受け入れられるようにというのは待機児童対策の一環としての財政措置的なものは既に打っているわけで、認定こども園制度の改革の議論はそういう受け入れの話もありますけれども、認定こども園制度そのものの存在意義とか、実際に保護者からどう受け入れられているとか、あるいはよく課題として出ているものは、供給者の立場にとって使い勝手の悪いところとか、そういう面での認定こども園制度自体の議論が中心になりますので、必ずしも待機児童対策のためにどうこうという観点からのみ検討することではないと思っています。

○今里課長 その保育制度の抜本的な改革と、この認定こども園の改革というものは、確かに包含関係にありますけれども、つまり、保育制度の改革ではなくて、今、やっているものは次世代育成のための支援の包括的な枠組みですから、その中には保育所でない部分も当然入ってくるわけで、家庭で子育てをされているような方も入っているわけですから、その中には認定こども園の位置づけと言いますか、どういう役割なのかということは、当然、ある程度考えなければいけないわけですが、こういうことを申し上げるのはなんですが、別にいろいろなことについての規制改革のためにその検討をしているわけではありませんので、そちらの方で抜本的な改革がなされなかったからこちらでとか、そういう関係にあるようなものではないと考えています。

○翁委員 それでは、問 14 のお答えで、認定こども園について、幼保連携型への移行・設置促進を図るためにということで3点「① 認定こども園に対する幼保の枠組みを超えた新たな施設整備費等の支援」、「② 幼稚園型の保育所機能及び保育所型の幼稚園機能へ

の事業費の助成」、そして「③ 幼保連携型認定こども園への移行促進を図るための設置促進費」という財政支援が書いてありますが、これは基本的な考え方として、幼保連携型への移行・設置促進がメインだという考え方があるのでしょうか。

○今里課長 メインというよりは、基本的な考え方として、認定こども園の普及促進を図っていく中では、やはり我々の思いとしては、経営基盤も安定していますし、しっかりとした基準が従来の保育所・幼稚園という制度の中で、その基準に達している形である幼保連携型を目指して行ってほしいと思っているものですから、この設置促進を図る中で移行の促進も一緒にねらっていききたいということでもあります。

○翁委員 それによって、インセンティブを付けるような形で財政支援されていくというお考えはおありなのですか。今回、103億円計上されていますけれども、その配分みたいなことは、より、その目標に合った形での財政的な支援をしていくという感じなのでしょうか。

○今里課長 つまり、例えば施設整備というものはいろいろな形があるわけですが、幼保連携型になった時に、当然、幼稚園部分、保育所部分にそれぞれ必要な施設が出てくるわけですから、そちらの方向へ進んでいくという考え方です。

もう1つは、幼稚園型の保育所機能、保育所型の幼稚園機能も、これはいずれ幼保連携型になれば、それぞれ私学助成金なり、運営費の負担金なりという形で国からお金が出ますので、これもそちらの方向へ向けての措置というふうに我々は考えております。

○白石主査 この間『日本経済新聞』記事には1,500億と出ていましたが、概算要求の約103億円という数字は正しい数字なのですか。

○濱谷課長 概算要求は103億円です。

○白石主査 「こども交付金」自体が103億円ということですね。

○濱谷課長 そこが、「こども交付金」の概念なんですけれども、「こども交付金」自体は、今回の新しい補助金と、従来の私学助成とか運営費負担金とか、それ全体を総称して「こども交付金」というふうに我々は理解しております。そういう意味では、「こども交付金」の総額が103億円ということではなく、新しく真水で財政投入する部分が103億円ということです。

○白石主査 それでは、「生活対策」の中で書かれている「安心子ども基金（仮称）」とは

別物ですか。同じものなのですか。

○濱谷課長 一応、前倒しです。

○白石主査 ということは、同じということですね。

○濱谷課長 同じものです。

○白石主査 幼保連携型に対してインセンティブを与えるということは、他の類型のところも幼保連携型に変わって下さいということもあるのだと思いますが、こういうインセンティブを与えたとして、他の類型が幼補連携に変わる可能性は具体的にどれぐらいなのでしょう。

○今里課長 可能性ということは。

○白石主査 このインセンティブの効果と言いますか。今、実際、参入している中でも、幼保連携型が1番多いわけですね。

○濱谷課長 まず、例えば幼稚園などは一遍に幼保連携型になるのはなかなかちゅうちょしているんです。それをこういう幼稚園型でも、無認可保育施設について事業費の助成があるとなると参入しやすくなるわけです。その後で、財政基盤の安定とかいろいろ考えると、実際に保育所の認可を取った方が質の面でも財政の面でも安定しますので、そういう意味では、まず取っかかりで、今、ちゅうちょしているところが認定こども園に入ってくるためのインセンティブには十分なと思います。

今、なかなか入ってこられないんです。最初のハードルが高いように見えるので、実際にやっていけるだろうかというところでちゅうちょしているところに後押しするということです。

○白石主査 その事業性に対する懸念ということですね。

○濱谷課長 そうです。

○白石主査 さきほどの話に戻って恐縮ですけれども。確認ですが、4つの類型のまま認定こども園という形を残すのではなく、幼保一元化ということを視野に入れての検討は、例の3大臣の検討会の中では進まないということですね。

○濱谷課長 その幼保一元化の定義がよくわからないのですが、今回の少なくとも主たる検討課題は認定こども園制度の在り方の改革で、その周辺部分までどこまで議論するかというのは今後の検討会の運営次第です。

○白石主査 要するに幼稚園なのか、長時間の保育所なのかにかかわらず子どもを預かっていれば、時間単位、人数単位で同じように出るということです。保育所や幼稚園という設置主体の区分なく、時間単位で、子どもの人数に応じて預かった分だけ出るということです。

○濱谷課長 財政支援のことですね。それは認定こども園制度もそうですけれども、保育制度そのものの話と密接に絡むのではないですか。ですから、そういう意味では、保育制度の改革の議論と。

○白石主査 包括的な枠組みの中で措置をさせる。

○濱谷課長 それは、その中でも検討課題にはなるでしょうから、そこは認定こども園制度の枠組みの中では、その検討結果も踏まえながらということにならざるを得ないと思います。

○白石主査 ただ、少子化特別部会の中では、今、そういうところまで議論されていないわけですね。

○今里課長 そうです。

○白石主査 ですから、そちらに期待するのは無理な話ですね。

それでは、時間を少しオーバーしてしまいましたが、これで本日の意見交換は終わりにさせていただきますと思います。どうもありがとうございました。

以上